

令和6年度 9月～3月利用者負担額表（保育料・副食費）

■ 1号認定（教育認定）

■1号認定（教育認定）			年収約360万円 未満相当世帯	
階層	定義		保育料（月額）	
			第1子	第2子
第1	生活保護世帯		0円 (参考：副食費無料)	
第2-1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		
第2-2	(所得割非課税世帯含む)	上記以外の世帯		
第3-1	所得割課税額77,100円以下	ひとり親世帯等		
第3-2		上記以外の世帯		
第4	所得割課税額211,200円以下		0円 (参考：副食費有料)	
第5	所得割課税額211,201円以上			

★保育料・副食費の算出方法について

- 階層は、父母の「市町村民税所得割課税額」の合計額で決定されます。
- 令和6年9月～令和7年3月分の保育料・副食費は令和5年の所得に対する令和6年度の税額で決定されます。
- 「市町村民税所得割課税額」の算出には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除等の税額控除は適用されません。
- ひとり親世帯等とは、母子父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯です。
- 「第1子」、「第2子」の数え方について、「2号及び3号認定」は生計が同一の小学校就学前の子ども、「1号認定」は生計が同一の満3歳から小学校3年生までの子どものうち最年長の子から順に「第1子」、「第2子」となります。ただし、網掛け部分の階層については、保護者と生計が同一の子どものうち出生順位が第1位の子から順に「第1子」、「第2子」となります。
- 父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、副食費を算定することがあります。

■ 2号及び3号認定（保育認定）

※第3子以降は無料
※R6.9～第1子・第2子ともに保育料完全無償化

	年収約360万円 未満相当世帯		R4.9～無償化拡充 (第2子で年収約640万円未満相当世帯)		R6.9～ 全就学前児童の 完全無償化		
保育料（月額）							
2号認定（3歳以上 ※4月1日時点の年齢）				3号認定（3歳未満 ※4月1日時点の年齢）			
保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
0円 (参考：副食費無料)				0円			
				0円		0円	
0円 (参考：副食費有料)					0円		0円
					0円		0円